

【基本目標3】 絆を深め孤立化を防ぐ地域づくり

【重点的な取り組み】

- ◆地域には特性があり、それぞれの現状と課題もあります。その中で地域づくりをすすめていくためには、住民同士がそのことを踏まえながら住民自身で話し合うことが重要になります。このような話し合いの場づくりや協議をすすめるための関わりを持ちながら、住民の絆を深める地域づくりの支援をすすめます。
- ◆要援護者の在宅生活を支えるために、公的サービスと共に家族や近隣住民等、お互い顔の見える範囲での助け合い活動によって、地域から孤立させない取り組みを行います。
- ◆生活困難者に対する支援事業として、フードバンク事業及び子ども食堂支援、学習支援活動への協力など、事業の拡充を図ります。
- ◆災害時に迅速に機能するネットワークの構築など、災害ボランティアセンターの基盤整備を行います。

(1) 隣近所等での身近な助け合いをすすめる

① 啓発と福祉組織の支援

■会議やサロン等の場での「見守り」「支えあい」「社会参加」等の啓発

支えあう地域づくりは、地域住民が主役であり、地域住民が地域のことを「共に考える場」が重要となります。地域の現状や将来の状況（人口構成や推移、地域にある課題など）に応じた地域づくりや個人的な課題とされがちな生活課題を「地域にある課題」としてとらえる地域づくりを啓発します。

■やめ社協だよりやホームページの活用

社協だよりやホームページを活用して、隣近所の人たちや地域の人たちによる、地域の支えあい活動の取り組み等を紹介し、お互いに支えあい、助けあう活動が地域福祉の基盤であることを啓発します。

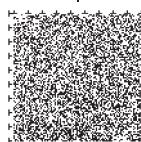
■見守り連絡員の設置の推進

必要がある行政区（町内会・自治会等）を中心に、隣近所で毎日のように顔を合わせ、見守りができる「見守り連絡員」の設置をすすめます。

■福祉委員の設置の推進と協力

地域福祉活動への協力者として、世帯数が多い行政区（町内会・自治会等）や広範な行政区（町内会・自治会等）を中心に「福祉委員」の設置をすすめます。研修会や相談支援によるフォローアップも行います。

福祉委員は、民生委員・児童委員や行政区長の協力者として、見守りを通して、福祉問題の早期発見に努めます。他にも、サロンの運営の協力など、できる範囲で支援を行います。



【基本目標3】 絆を深め孤立化を防ぐ地域づくり

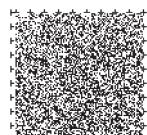
事業名	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
会議やサロン等の場での「見守り」「支えあい」「社会参加」などの啓発	検討			実施（新規）	
やめ社協だよりやホームページの活用		継続実施			
見守り連絡員の設置の推進		継続実施			
福祉委員の設置の推進と協力		継続実施			

② 社協会費・共同募金を活用した地域福祉活動の支援

■自主財源を活用した地域福祉活動の推進

社協会費や赤い羽根共同募金は、地域住民がお互いに助けあいながら行う地域福祉活動を支援していく重要な役割を担っていることを、広報媒体を活用して啓発します。社協会費や共同募金の使途を丁寧に説明することで、募金（寄付）に対する理解と協力を求め、今後も地域福祉活動の財源として確保し、活用していきます。

事業名	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
自主財源を活用した地域福祉活動の推進		継続実施			



【基本目標3】 絆を深め孤立化を防ぐ地域づくり

(2) 地域での組織的な支援をすすめる

① 小地域福祉活動の推進

■福祉ネットワーク推進委員会の設置の推進と協力

小地域福祉活動の基本となる行政区（町内会・自治会等）や民生委員・児童委員の担当区で、福祉情報の共有、福祉問題の早期発見、連絡体制づくりなどの協議の場として「福祉ネットワーク推進委員会」の設置をすすめます。

■福祉部会の設置の推進と協力

市内21のまちづくり団体ごとに、「福祉部会」の設置をすすめます。福祉部会は地域の生活問題、福祉課題の情報共有や解決に向けての話し合いなど、地域福祉の核となり、地域の実情に応じた活動を行います。福祉のつどい等を開催しながら、福祉活動の啓発なども行います。

福祉部会の中で生活支援コーディネーターは説明会や懇談会を開催し、福祉情報の提供や共有を行い、小地域福祉活動の紹介及び助け合い、支えあい活動の推進に努めます。

■個人情報に配慮しながらすすめる地域福祉活動

地域福祉活動をすすめるためには、日常的なつながりや支えあいなどを通して、お互いのことを知ることが大切です。そのためには要援護者等の情報の共有が必要になります。情報の共有には、個人情報やプライバシーの保護の観点から十分な配慮が必要です。個人情報保護法を形式的に適用した結果、地域住民を助けられないという事態を避けるため、情報の共有やその範囲（必要な情報とは何か）などを確認しながら、日常的な地域福祉活動を支援します。

地域における「小地域ネットワーク」のイメージ



【基本目標3】 絆を深め孤立化を防ぐ地域づくり

事業名	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
福祉ネットワーク推進委員会の設置の推進と協力			継続実施		
福祉部会の設置の推進と協力			継続実施		
個人情報に配慮しながらすすめる地域福祉活動	検討		継続実施		

② 移動・外出支援の周知と充実

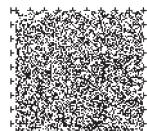
■公共交通機関や乗り合いタクシー等の情報提供

現在ある公共交通機関や乗り合いタクシー等の外出手段を利用されていない人の中には、割引等のサービスや利用の仕方などを知らないことで利用につながっていない人もいます。知ることで移動ができる人には、情報提供などを行います。

■外出支援ボランティアの確保

高齢者、しうがい者等の外出支援活動として、福祉有償運送事業の運転ボランティアを確保し、移動困難者への支援体制づくりをすすめます。あわせて、生活支援コーディネーターの活動により、圏域ごとに移動支援に係るニーズや資源を把握し、必要なサービスの創出に努めます。

事業名	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
公共交通機関や乗り合いタクシー等の情報提供			継続実施		
外出支援ボランティアの確保			継続実施		



【基本目標3】 絆を深め孤立化を防ぐ地域づくり

③ 生活困難者支援事業の拡充

■フードバンク事業の充実

関係機関や企業と連携しながら、生活困難者及び世帯などに対して食品を提供します。

■子ども食堂支援

関係機関や企業と連携しながら、子ども食堂を実施する団体に対し、フードバンク事業の活用を含めた物的支援を行います。

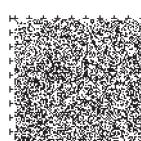
■学習支援活動への協力

子どもの支援を行う団体が実施する学習支援活動に協力すると共に、団体とのつながりを深めます。

■ふくおかライフレスキュー事業への参加

ふくおかライフレスキュー事業に参加し、各法人の専門性や強みを活かして、その地域ごとのニーズに応える活動を展開します。

事業名	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
フードバンク事業の充実					継続実施
子ども食堂支援					継続実施
学習支援活動への協力					継続実施
ふくおかライフレスキュー事業への参加	整備				継続実施



(3) 災害時の避難に備える

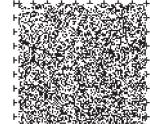
① 災害ボランティアセンター

■災害ボランティアセンター機能の強化

災害時に組織的・効果的な支援活動ができるよう、災害時の相互協力協定団体との連携や研修会の開催などを通じて、災害ボランティアセンターの基盤整備を行います。

- ・災害時の相互協力協定団体との連絡会及び研修会（災害ボランティアセンター設置訓練等）の開催
- ・災害時対応の手引きの見直し
- ・福岡県社会福祉協議会や近隣の社会福祉協議会との連携

事業名		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
災害ボランティアセンター機能の強化	災害時の相互協力協定団体及び福岡県社協、近隣社協との連携強化					
	災害時対応の手引きの見直し、運用					



【基本目標4】 社会参加の意識づくり

【重点的な取り組み】

- ◆福祉課題を自分のこととして感じられるように、その時々の福祉課題等をテーマに、講座やつどい等による情報発信をすすめ、「福祉のまちづくり」の土壤を築く取り組みをすすめていきます。
- ◆行政区（町内会・自治会等）が実施する福祉的な活動や行事を支援していくために、大人から子どもまで多くの地域住民が参加できる様な行事に、ボランティアや講師派遣の提案を行います。
- ◆各地域のボランティア情報の収集・発信を行いながら、ボランティアに関する情報提供を行います。
- ◆既存ボランティア団体と連携しながら、講座の開催などを通してボランティアの育成を行います。
- ◆活動を行う個人や団体に登録をしてもらい、利用したい人の希望に合った活動内容などを選択できるような、需給調整を行う仕組みづくりをすすめます。

（1）人権や福祉の制度、地域福祉について学ぶ

① 対象者に合わせた学ぶ機会の提供

■暮らしと福祉の講座の開催

地域での福祉課題・生活課題について広くテーマを設定し、年間を通して取り組みます。地域により福祉課題・生活課題は異なるため、本所・支所エリアの状況に即した講座を開催します。

■地区福祉のつどいの開催

福祉部会等と協議しながら、地域の福祉課題を提起する場・啓発の場として、福祉のつどいの開催を推進します。

■福祉教育の推進

- ・福祉教育教材「ともに生きる」の活用促進

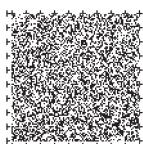
福祉教育教材「ともに生きる」を市内の小学校に活用していただくようにすすめます。

- ・福祉体験学習・講座の支援（小・中学校等）

市内の学校等で、福祉体験学習（車いす体験・高齢者擬似体験・手話体験・点字体験等）の開催や講師を派遣した当事者との交流を行います。福祉体験学習では、社協の在宅福祉係、福祉施設係の専門性を活かします。

■介護人材の育成

介護福祉活動についての啓発を行うと共に、地域福祉または社会福祉貢献に関心のある多様な人材及び潜在的介護人材を発掘するため、各種の研修や情報提供を行います。



事業名	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
暮らしと福祉の講座の開催	準備		実施		
地区福祉のつどいの開催			継続実施		
福祉教育の推進			継続実施		
介護人材の育成			継続実施		



(2) 気軽に参加できる交流の場を広めていく

① 交流の場を通した地域課題の把握と人材育成

■ふれあいいきいきサロン活動の支援

高齢者やしうる人などが気軽に参加でき、孤立防止や認知症、寝たきりの予防などの効果も期待できる交流の場として、継続的なふれあいいきいきサロン（以下サロン）活動への支援を行います。あわせて、各圏域の生活支援コーディネーターとサロンの連携を強化し、サロンを通じた地域課題や支援ニーズの把握、地域人材・資源の発掘等に取り組みます。

【具体的な支援内容】

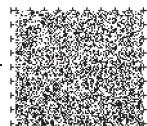
- ・サロン立ち上げの支援をはじめ、支援者講座及び連絡会議などの開催、運営費の助成、サロン活動を担う当事者団体への支援を行います。
- ・歩いていける距離にない面積の広い所は複数のサロン設置を検討します。
- ・運動器機能向上及び口腔機能の向上など、専門指導士をサロン等に派遣し、高齢者の介護予防等に努めます。

■在宅介護者の会活動への協力

在宅介護者の会が実施する介護者のつどいやリフレッシュ事業等の支援を行う他、介護問題や認知症問題を地域の課題として考えていく場づくりとして、各種講座を開催します。

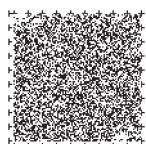
■不登校・引きこもり親（家族）の会活動への協力

不登校・引きこもり親（家族）の会が実施するつどいの支援（継続）を行います。相談事業を通して電話や来所などによる、引きこもりに関する相談に応じ適切な支援機関へつなぐなど、引きこもり支援を推進します。



【基本目標4】 社会参加の意識づくり

事業名	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
ふれあいいきいきサロン活動の支援			継続実施		
在宅介護者の会活動への協力			継続実施		
不登校・引きこもり親（家族）の会活動への協力		支援体制検討		実施（引きこもり支援）	
				継続実施（つどいの支援）	



(3) 地域の活動や行事へ参加しやすい工夫をする

① 福祉的活動への支援

■地域の行事や活動の支援内容の把握

行政区（町内会・自治会等）が実施する福祉的な活動や行事を支援していくために、ボランティアや講師派遣の提案を行う他、どの様な活動や行事の支援ができるのか、検討を行います。

■ひとり暮らし高齢者のつどい（高齢者の会活動）への協力

（上陽・立花・矢部・星野支所）

地域からの孤立化防止と生きがいづくりのために、ひとり暮らし高齢者のつどいやひとり暮らし高齢者の会の事業への支援を行っていますが、同じ目的を含んでいるサロンへの移行も検討します。

■各種福祉事業（団体）の活動に対する支援・協力

地域福祉を推進するため、老人クラブや身体障害者福祉協会など、各種福祉事業（団体）の活動に対する支援・協力をしています。

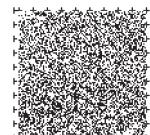
■八女市合同金婚式の開催

八女市に在住の結婚50周年を迎えたご夫婦に対し、記念式典及び祝宴等を開催し、これまでの地域貢献に感謝し、一層の健康増進、さらには交流の場を広めていきます。

■多世代交流事業の推進

世代間の交流が希薄である今、高年者世代・親世代・子世代の3世代がふれあえる交流事業を地域の実情に応じながら実施します。

事業名	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
地域の行事や活動の支援内容の把握					継続実施
ひとり暮らし高齢者のつどい（高齢者の会活動）への協力 （上陽・立花・矢部・星野支所）	移行準備				サロンへの移行
各種福祉事業（団体）の活動に対する支援・協力					継続実施
八女市合同金婚式の開催					継続実施
多世代交流事業の推進					継続実施



【基本目標4】 社会参加の意識づくり

(4) ボランティア活動に参加しやすくする

① ボランティア団体支援

■広報啓発活動の充実

やめ社協だよりやホームページ、FMハ女を活用してボランティアに関する情報提供を行います。

■ボランティアセンターの運営強化

ボランティアセンターの運営を強化するために、ボランティアコーディネーターを配置し、現在活動している団体の紹介、登録の見える化を行い、需給調整など活動の活性化を図ります。

■ボランティアの育成

ボランティアの育成を図るために、各種ボランティア活動の支援を行いながら、ボランティアの発掘や受け皿づくりをすすめます。あわせてハ女市と連携して、生活支援コーディネーターを中心に生活支援ボランティア団体のネットワーク化をすすめ、各種ボランティア活動が活発に行われる体制づくりを推進支援していきます。

- ・ハ女市ボランティア団体連絡会の開催
- ・各種ボランティア活動への支援

■ボランティア登録の推進と保険の加入促進

プラットホームづくりに向けたボランティア登録の推進とボランティア活動中に起る様々な事故に備えて、ボランティアの登録及び保険加入を推進します。

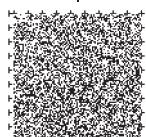
事業名	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
広報啓発活動の充実			継続実施		
ボランティアセンターの運営強化			継続実施		
ボランティアの育成		継続実施			
ボランティア登録の推進と保険の加入促進		継続実施			

② コーディネート機能の充実

■ボランティアコーディネート機能の強化

ボランティア活動を推進し、相談、斡旋及び需給調整等のコーディネート機能の強化を図ります。

- ・ボランティア活動についての相談、斡旋
- ・福祉活動に関するボランティア活動団体の登録整備



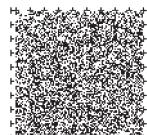
事業名	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
ボランティアコーディネート機能の強化			継続実施		

③ 講座開催

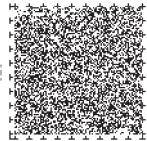
■各種ボランティア講座の開催

ボランティア入門講座や実践講座等、活動別の講座内容を充実させると共に、ボランティア活動や地域での支えあいについて、学びの場を提供します。

事業名	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
各種ボランティア講座の開催		継続実施			



第6章 計画の推進に向けて



第1節 計画の推進

1 「地域共生社会」の実現に向けて

「地域で共に暮らす人々が、性別や年齢、しうがいの有無に関係なく、お互いに支えあい、助けあいながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていくような地域社会をみんなで築いていくこと。」これが地域福祉計画・地域福祉活動計画の大きな目的です。

第2章「八女市の地域福祉を取り巻く概況」の中で、現在の八女市は我が国の20年先を行く超少子高齢社会であると述べました。今回の計画策定にあたり、地域懇談会や地域福祉ワークショップなどを開催しながら実態把握を行う中で、八女市民が抱える生活課題が浮き彫りになりました。

地域によっては子どもの声が珍しくなり、若い世代は学業や仕事を市外に求め、働く世代の多くは地域で活躍する時間が少なく、高齢者が地域の活動の大きな担い手となっています。

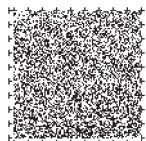
一方で、その地域なりの地縁を基盤としたお互い様の支えあいが健在であり、行事や地域活動等を継続したいという地域の思いと、八女市の風土の豊かさを大切にしながら暮らし続けたいという思いが多く聞かれました。

子どもたちや高齢者がいきいきと豊かに暮らせる地域は、その地域の大きな魅力となります。そして、その大事な要素は地域の人々がお互い様の支えあいを実感し、暮らしやすい地域であること、自らの生活も大事にしながら、地域の人たちの課題も自分のこととして考えられる地域であることではないかと考えます。また、その地域づくりこそが、その地域に人を惹きつけ、住み続けやすく、移り住みやすい地域となるのではないでしょうか。

八女市においても、認知症の人、高齢になり自動車運転を続けることが難しくなってきた人、地域との関わりを遠ざけて引きこもる人、自助努力だけでは解決が難しく複雑で多くの問題を抱えている家庭、多言語やしうがい等によるコミュニケーションが課題となって地域生活に支障を感じている人等々、全国的に見られる多くの課題があります。

地域の課題について、すべての市民、地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の事業所、社会福祉協議会、行政機関等が、それぞれに考え、協力連携しながら、課題解決のための適切な支援や配慮を行うことこそが、市民一人ひとりが心豊かに、共に支えあい、安心して健やかに暮らせるやさしいまち、共に生きる社会づくりとなるのではないでしょうか。

本計画の理念を実現するために、八女市と八女市社会福祉協議会では「地域共生社会」を目指し、地域の皆さんと共に地域福祉推進を行っていきます。



第2節 計画の進行管理

1 推進委員会と計画の進行管理

八女市では八女市附属機関の設置に関する条例（昭和56年八女市条例第2号）第3条及び八女市地域福祉推進委員会規則（平成25年八女市規則第22条）の規定に基づき、八女市地域福祉推進委員会を開催し、地域福祉計画に係る事業の推進について審議し、必要な指導及び助言を市長に行ってています。

また、八女市社会福祉協議会においても地域福祉活動計画推進委員会設置要綱に基づき、地域福祉活動計画推進委員会を設置し、地域福祉活動計画の推進に関する評価検討を行い、社会福祉協議会会长への報告を行っています。

八女市及び八女市社会福祉協議会は、八女の地域福祉推進において今後も同じ方向性を維持し、それぞれの立場で事業を行う必要があります。このため、両委員会の委員を同一の人に委嘱し、両委員会を必要に応じて同時開催する等、地域福祉推進の方向性と取り組み状況の確認をし、必要に応じて取り組み内容の見直し等を協働して行います。

また、地域の実情に応じ、その課題解決に向けた具体策の検討を行うため、必要に応じて、八女市地域福祉計画ワーキングチーム会議内に課題別部会を設けます。

